

令和3年度決算特別委員会（第1号）

令和4年10月24日（月曜日） 午前10時開会

○付議事件

令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

○出席委員

委員長	藤岡幸次君
副委員長	五十嵐正雄君
委員	細谷誠君
〃	小林潤君
〃	大谷元江君

○説明のため出席報告のあった者の職及び氏名

（長部局）

占冠村長	田中正治 <small>(欠席)</small>	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	小尾雅彦	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	坂本龍哉	財務担当主幹	鈴木智宏
税務担当主幹	佐々木智猛	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	地域振興対策室主幹	松永真里
農業担当主幹	杉岡裕二	林業振興室主幹	高桑浩
建築担当主幹	嵯峨典子	環境衛生担当主幹	蠣崎純一
戸籍担当主幹	佐久間敦	国保医療担当主幹	小瀬敏広
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	橘佳則
社会福祉担当主幹	川口晃平	介護担当主幹	細川明美
子育て支援室主幹	森田梅代		

（教育委員会）

教育長	多田淳史	教育次長	平川満彦
社会教育担当主幹	上島早苗	学校教育担当主幹	後藤義和

（農業委員会）

事務局長 小尾雅彦

（選挙管理委員会）

書記長 三浦康幸

（監査委員）

監査委員 木村英記(欠席) 監査委員 下川園子

事 務 局 長 岡 崎 至 可

○職務のため出席した者の職及び氏名

事 務 局 長 岡 崎 至 可 事 務 補 三ツ谷 陸 翔

開会 午前10時00分

◎委員長あいさつ

○委員長（藤岡幸次君） おはようございます。本委員会は令和3年度の予算が目的にしたがって、適正に効率的に執行されたか、行政効果が十分発揮できたのかを検証し、今後の予算編成、また、執行に反映させるための重要な委員会です。今回も書類審査を行いますので委員並びに執行部の皆様のご協力をよろしく願います。

◎開会・開議宣告

○委員長（藤岡幸次君） ただ今の出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、ただ今から令和3年度決算特別委員会を開会いたします。

決算特別委員会における傍聴については、これを許可して行います。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○委員長（藤岡幸次君） 本委員会の議事日程について、事務局長から説明をいたします。事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 本委員会の議事日程はお手元に配布したとおり、会期は本日から10月25日までの2日間です。

本日は提案者から説明を受けた後、会場を議員控室に移しまして、書類審査を行います。明日10月25日は、議場において各会計の質疑を行います。なお、本委員会の説明員は、村長はじめ記載のとおりです。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） お諮りします。

本委員会の日程は、ただ今の説明のとおりにしたいと思っております。これに異議あ

りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 異議なしと認めます。したがって、本委員会の日程は、ただ今の説明のとおりと決定いたしました。

◎令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（藤岡幸次君） これから本委員会に付託された認定第1号、令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本案の内容について、提案者から説明を求めます。既に9月15日開催の第6回議会定例会において総括的な提案理由の説明が終わっておりますので、細部の説明をお願いします。

一般会計については、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 一般会計決算内容説明（記載省略）

○委員長（藤岡幸次君） 次に、国民健康保険事業特別会計、村立診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歯科診療所事業特別会計については、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 国民健康保険事業特別会計決算内容説明（記載省略）

村立診療所特別会計決算内容説明（記載省略）

後期高齢者医療特別会計決算内容説明（記載省略）

歯科診療所事業特別会計決算内容説明（記載省略）

○委員長（藤岡幸次君） 次に、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会

計については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 簡易水道事業特別会計決算内容説明（記載省略）

公共下水道事業特別会計決算内容説明（記載省略）

○委員長（藤岡幸次君） 次に、介護保険特別会計については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君）

介護保険特別会計決算内容説明（記載省略）

○委員長（藤岡幸次君） これで提案理由の説明を終わります。

◎審査意見報告

○委員長（藤岡幸次君） 監査委員から審査意見の報告を求めます。占冠村監査委員、下川園子君。

○監査委員（下川園子君） 令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに各基金の運用状況の審査意見について、ご報告いたします。

決算審査意見書に基づいて、順に説明をいたします。

1 ページの1は、審査対象としたもので、令和3年度占冠村一般会計歳入歳出決算から令和3年度占冠村基金運用状況調書までの10件です。

2は、審査期間は、14日間を要しています。

3は、審査の方法は、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、関係諸帳簿並びに証拠書類との照合等、地方自治法第199条第1項の規定に基づき実施しました。

4は、審査結果は、審査に付された一

般会計及び各特別会計決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務処理は、適正に行われているものと認められました。

2 ページは審査の概要。

3 ページから5 ページは一般会計。

6 ページから8 ページは特別会計。

9 ページから10ページは各会計の収入等の状況

11ページは各基金の運用状況について、記載をしております。

この審査意見書には記載はしておりませんが、監査は書類審査を行い、その都度、各担当者から聞き取りをし、疑問点については文書で意見聴取を行いました。

また、9月6日には、村長以下職員に決算審査の講評を行い、事務的なことを主に、改善点などを講評しております。

それでは、11ページのまとめについて、読み上げて報告といたします。

令和3年度の一般会計決算は、実質収支額が5559万8560円、各種基金に1億1778万5398円積立てられ、3348万4769円取り崩され基金総額は8億8078万654円となった。

特別会計では総額で、実質収支額が1659万1195円、各種基金に6700万円積立てられ、400万円取り崩され基金総額は3213万202円となった。

経常収支比率が87.6%と昨年よりは高まっているが、依然として財政構造の硬直化が懸念されるため、将来にわた

る財政健全化に向けて改善していくことを期待したい。

各会計の未収対策については、固定化する傾向にある。このような滞納者に対しては、関係各課の連携による徴収業務の見直しと担当課が一体となって収納体制の強化を図りたい。

各種使用料や奨学金の滞納に対し、未収金収納業務の外部委託などを取り入れ、一定の成果が見られたが、保証人との交渉や受益者負担の理解を求める工夫も必要である。

補助金、委託料については、事業の必要性、計画性、実績報告、評価が適正に行われているか、組織的に点検すべきである。

不用額や予算の流用、予備費充用については、予算編成時の精査と検討が十分行わなければならない。

今後の村政執行にあたり、住民がいつでも安心してこの村に暮らしていける行政サービスを提供すべく、健全な財政運営に努めていただきたい。

以上で、令和3年度における審査意見の報告といたします。

○委員長（藤岡幸次君） これで審査意見報告を終わります。

これから、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。書類審査により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があることと存じますが、これについては外部に漏らすことのないようご注意ください。これから会場を議員控室に移します。

暫時休憩します。

（議員控室へ移動）

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

◎書類審査

○委員長（藤岡幸次君） それでは休憩を廃し、書類審査を始めください。

（書類審査）

○委員長（藤岡幸次君） 以上で、書類審査を終わります。会場を議場に移しますので、暫時休憩します。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時13分

◎散会宣言

○委員長（藤岡幸次君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

本日の日程は全部終了しました。これで、本日の委員会を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日27日の委員会の開会は午前10時です。定刻までにご参集くださいますようお願いいたします。

散会 午後3時14分

令和 3 年度決算特別委員会（第 2 号）

令和 4 年 10 月 25 日（火曜日） 午前 10 時開会

○付議事件

令和 3 年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

○出席委員

委員長	藤岡	幸次	君
副委員長	五十嵐	正雄	君
委員	細谷	誠	君
〃	小林	潤	君
〃	大谷	元江	君

○説明のため出席報告のあった者の職及び氏名

（長部局）

占冠村長	田中正治 <small>(欠席)</small>	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	小尾雅彦	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	坂本龍哉	財務担当主幹	鈴木智宏
税務担当主幹	佐々木智猛	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	地域振興対策室主幹	松永真里
農業担当主幹	杉岡裕二	林業振興室主幹	高桑浩
建築担当主幹	嵯峨典子	環境衛生担当主幹	蠣崎純一
戸籍担当主幹	佐久間敦	国保医療担当主幹	小瀬敏広
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	橘佳則
社会福祉担当主幹	川口晃平	介護担当主幹	細川明美
子育て支援室主幹	森田梅代		

（教育委員会）

教育長	多田淳史	教育次長	平川満彦
社会教育担当主幹	上島早苗	学校教育担当主幹	後藤義和

（農業委員会）

事務局長 小尾雅彦

（選挙管理委員会）

書記長 三浦康幸

（監査委員）

監査委員	木村英記 <small>(欠席)</small>	監査委員	下川園子
------	--------------------------	------	------

事 務 局 長 岡 崎 至 可

○職務のため出席した者の職及び氏名

事 務 局 長 岡 崎 至 可

事

補

務

三ツ谷 陸 翔

◎開会・開議宣告

○委員長（藤岡幸次君） ただ今の出席委員は5人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の委員会を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ手元に配布したとおりです。

◎令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（藤岡幸次君） これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、要点を簡潔明瞭に質問してください。答弁についても簡潔明瞭をお願いします。

なお、質問者の発言については会議規則第67条の規定により、質問の回数を制限しないで行います。

◎一般会計（歳入）

○委員長（藤岡幸次君） まず、一般会計について質疑を行います。はじめに歳入についての質疑を行います。決算書8ページから31ページ、1款、村税から21款、村債について質疑はありませんか。6番、小林委員。

○6番（小林 潤君） それでは歳入3点質問させていただきます。

決算書13ページになります。10款、1項、1目、1節の地方交付税でございます。決算で14億6031万1千円、前年比で2億1082万円の増額となっております。増えること自体はすごく良いことだと捉えているのですが、令和2年度の決算書で村税、調定額で3億8347万8千円、端数ちょっと切り捨てしております。今年度の村税の調定で5億2343万6千円という数字になっております。基本的に

基準財政収入額は令和2年よりも1億4千万ぐらい増えている中で、普通の交付税算定をしていけば逆に交付税の額が、収入額が増えたことによって減じるのが普通だと思われるのですが、令和3年度で14億6031万1千円になったところの交付税算定に関して何か特別な要素があつてこの前年比2億1千万の増になったのか、そのへんのお伺いをしたいと思います。

2点目でございます。決算書16ページ、13款、1項、7目、3節、使用料及び手数料の滞納繰越分に係るものでございます。調定額306万6240円に対しまして不納欠損額が157万2840円計上されております。この不納欠損になった理由、税でいけば年間徴収実績がない時効成立とかありますけど、ここにおける不納欠損扱いした理由をお伺いします。それからこの人数、何人分で157万2840円なのかお伺いします。それと不納欠損に至った徴収業務の具体的な作業といいますかそれについてもお伺いをしたいと思います。それと収入未済額で79万9900円でありますけども、これらの未済額についてもどのような形で徴収していくのかそのへんの計画についてお伺いをします。

最後になります。27ページでございます。20款、3項、7目、2節、諸収入で貸付金元利収入、奨学資金貸付金収入で2節、奨学資金貸付金収入の繰越分でございます。調定額485万9700円に対して収入済額67万2千円。これは昨日の下川監査委員から決算書のまとめの方で奨学金の滞納に対し外部委託を取り入れ一定の成果がみられるというような報告がありました。収入済額67万2千円の内、全部ではないと思うのですが、今言った外部委託分で徴収した分というのは何件で納入額はいくらになるか確認させてください。それ

から収入未済額で418万7700円ありますが、個々の中には外部委託分に係る部分の何か含まれているのか。それと外部委託によらない自前で徴収するような形になっておりますけども、その具体的な償還方法についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（藤岡幸次君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 小林委員の1点目の質問にお答えします。13ページの地方交付税に関しまして、基準財政収入額が増えたにもかかわらず地方交付税が増えたのはなぜかといったご質問かと思ひます。ご存じのとおり地方交付税制度につきましては国税の法定5税の一定割合が地方交付税として配分されるということになってございまして、昨年度におきましてはこちらの法定5税の国税の歳入が最大だったということで、国税5税の増加が最も大きな要因ということでございませぬ。具体的には臨時経済対策費で3176万5千円。臨時財政対策債償還基金費で1834万1千円というように地方交付税に含まれる金額が増えているといった状況でございませぬ。以上でございませぬ。

○委員長（藤岡幸次君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 小林委員のご質問にお答えいたします。13款、1項、7目、16ページ、土木使用料、3節、滞納繰越分の関係でございませぬ。まず1点目、不納欠損になった理由でございませぬ。今回の不納欠損の処理にあたりましてはかなり年数の古いものがございまして平成13年から平成21年の間に滞納となった分を不納欠損処理いたしてございませぬ。消滅時効期間の経過及び徴収停止後相当期間の経過を要していることから今回不納

欠損処理を行っているというところでございます。件数については7件です。徴収業務の作業については担当者にお聞きしたところ10年以上前までは督促状等送っていたと聞いてございませぬ。それが突然その督促状が相手方に届かないでまた戻ってくるという状況になりまして、所在も不明となっている状況でございませぬ。それと収入未済額の徴収計画でございませぬけども、今現在分納で納めていただいている方がほとんどでございまして、その中には今年度中には滞納分すべて完了するという方もございませぬので今後、令和4年度分の現年度分の徴収に力を注いで滞納繰越を増やさないような取り組みを進めていきたいと考えてございませぬ。以上でございませぬ。

○委員長（藤岡幸次君） 教育次長、平川満彦君。

○教育次長（平川満彦君） 小林委員のご質問にお答えいたします。決算書27ページ。20款、3項、7目、2節の奨学資金貸付金収入滞納繰越分の収入済額の外部委託のお話でございませぬ。67万2千円につきましては滞納繰越7件の分でございませぬ。この内3件が外部委託によるもので、額については11万2千円となっております。収入未済額の部分でございませぬが418万7700円、これも7件分でございますが、このうち外部委託している3件につきましては215万9千円となっております。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑はありませぬか。4番、細谷委員。

○4番（細谷 誠君） 5項目ほど質問させていただきます。1、2点目目、8ページ、1款、1項、1目、2節及び2目、法人、2節、滞納繰越分の不納欠損、収入未済額前年比増加の理由。

3点目、8ページ、1款、2項、1目、2

節、滞納繰越分の不納欠損内容、収入未済の回収見込み。

4点目、22ページ、16款、1項、1目、2節、土地建物貸付収入滞納繰越分48万1010円を不納欠損とした理由。

5点目、29ページ、20款、5項、3目、1節、富良野線旅客運賃及び2節、手荷物運賃、1節の富良野線旅客運賃の前年よりさらに減少した理由と今後の対策。2節、手荷物運賃実績なしの理由を伺います。以上です。

○委員長（藤岡幸次君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 細谷委員のご質問にお答えいたします。まず1点目のご質問です。8ページ、1款、1項、1目、2節、村民税の個人の滞納繰越分に関する増加の理由でございますけども、こちらの最大の理由は新型コロナウイルスの影響によりまして、宿泊観光業の売り上げが減少したことによると考えてございます。また、令和2年度にはコロナによる影響の納税猶予というのも行われておりまして、そちらの分が令和3年度にも含まれているということで未済額が増加しているという状況でございます。

2点目の質問でございます。村民税、法人の滞納繰越分の増加の理由もこちらの理由と同様ということで、新型コロナウイルスの影響により宿泊観光業の売り上げが減少したということが最も大きな影響。そして令和2年度のコロナの納税猶予額が令和3年度にも含まれているということで未済額が増加したということでございます。

3点目の8ページ、1款、2項、固定資産税、1目、固定資産税、2節の滞納繰越分の回収見込みということでございますが、こちら内訳につきましてはタワー分が235件で100万1千円ということになってございます。ヴ

イレッジ分が10件で176万4600円。その他一般分が9件となっております、9件で32万4800円ということになってございます。件数で申しますと、その93%がタワーの持分権、会員権を一株だけ持っていらっしゃる方ですね、1年間の固定資産税が3600円ぐらいですが、こちらバブル期に購入された方が多いということで、かなりご高齢になられて、相続が不明になっている方が多いと。当時法人の経営者でいらっしゃるのですが、そちらについても解散されていらっしゃるという状況で、なかなか相続人調査等が難航しているということでございます。これからも相続人の調査についてはもちろん努力させていただきますけども、星野リゾートトナム様の方でも会員権の引き受けをされているということで、私共の方からもこういった会員権の引き受け制度がありますよということを積極的に周知させていただきながら持分権、会員権の一本化を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 細谷委員のご質問にお答えいたします。22ページ、16款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、2節、土地建物貸付収入滞納繰越分48万1010円の不納欠損とした理由でございます。こちらにつきましてはまず1点目、村有住宅貸付料滞納繰越分18万2900円1件でございます。

2つ目が、地域振興住宅滞納繰越分12万5010円1件、地域振興住宅共益費滞納繰越分17万3100円2件でございます。理由につきましては、消滅時効期間の経過及び徴収停止後相当期間の経過をしていることから今回不納欠損とさせていただいております。以上で

ございます。

次に29ページ、20款、諸収入、5項、雑入、3目、旅客自動車運送事業収入、1節、富良野線旅客運賃の前年よりさらに減少した理由でございます。理由につきましては、利用者なんですけれども、富良野線の乗車人数、令和2年度においては8651人、令和3年度においては7918人、前年比730名ほど減少している状況でございます。これに加えまして、高校生の定期的購入の方も、通学する高校生の減少に伴いまして、なかなか収入が多く見込めないというのが現状でございます。今後の対策なんですけれども、昨年も老朽化したバスの更新を行っておりますけれども、今後においてもバスの更新により快適性を高めるなど、9月の定例会においても運行時刻の見直しについて一般質問をいただいております。こういったことから利便性を考慮し利用促進につなげていきたいと考えております。

もう一つ、2節、手荷物運賃でございます。こちらについては該当者がいなかったため収入がございません。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎一般会計（歳出1款、2款）

○委員長（藤岡幸次君） 次に歳出についての質疑を行います。決算書32ページから44ページ、1款、議会費及び2款、総務費について質疑ありませんか。4番、細谷委員。

○4番（細谷 誠君） 2項目について質問いたします。

1項目目、39ページ、2款、1項、11目、10節、需用費、消耗品費の前年比大幅増額の

内容について。

2項目目、40ページ、2款、2項、1目、前年の2目、賦課徴収費と統合した理由。また、旅費が前年比減額した理由を伺います。

○委員長（藤岡幸次君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 細谷委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、39ページ、2款、1項、11目、10節の需用費、消耗品費の前年比からの大幅増額の理由についてということでございます。こちら防災用品の物品、消耗品の購入によるものということでございます。毎年予算の範囲内で防災用の消耗品を購入してきているところですが、令和3年度は北海道の地域づくり総合交付金の財源がついたということが1点、それから新型コロナウイルスの臨時交付金についての財源確保もできたということで例年よりも多くの消耗品を購入させていただいたということでございます。

2点目の40ページ、2款、1目、賦課徴収費の統合した理由ということでございます。こちら以前は占冠村役場でも税務課があったということもございまして、実はそのころ人員も多かったと。トマムの開業にあわせて税務課もできたのですが、そのころ人員も多く賦課と徴収、集める方、かける方で担当者が分かれていたということで、科目も分かれていたのですが、現在は人員減少により賦課も徴収も同一の担当が行っているということで、実務上も支出等の事務の効率化を図るという面からの2つを統合させていただいたということでございます。旅費が前年度比減額となった理由ということですが、もともと税務では徴収を目的とした旅費は計上してございません。専ら税務に関する研修ですとか必要な出張の旅費ということで、こちらコ

コロナウイルスの影響で対面での出張が減ったということで減額になっているということでございます。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑はありますか。1番、大谷委員。

○1番（大谷元江君） 39ページ、総務費、総務管理費の中の11目、諸費の12節、委託料の中の防災無線整備委託業務、予算では村債で280万予定されてて、防災無線がアナログからデジタルにということで、施策の成果説明書の中にも説明されてたのですが、デジタルが必要だとは思ってはいるのですが、アナログでしかできない住民もいるかと思いますが、全部が全部デジタルにはなっていないかなと思ってるのですが、そのへんの防災無線の効果とかそのへんを教えてくださいなのですが、防災無線をデジタル化した成果を成果説明書類には上がっていたのですが、アナログでしかできない住民もいるかと思うのですが、そのへんの280万もかけた意味というか、そのへんをお聞かせ願います。

○委員長（藤岡幸次君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） わかる範囲での回答をさせていただきたいのですが、こちらの無線に関しましては、国の方針でアナログ回線からデジタル回線に変更するということが決定しておりまして、アナログのテレビが地デジになりましたよね。あれと同じことで、周波数、電波法、放送法、そちらの関係によりまして、変更になったということですので具体的に通信手段の使っているものが違うだけで、デジタルで通信をするか、もともとのアナログの電波で通信をするかという違いで、国の基準によってデジタル化されたという規格が変わったということで国の施策にあわせて変更したということでございます。以上で

す。

○委員長（藤岡幸次君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 施策としてそうなったということは理解するのですが、それがもし災害になったときの効果というか、住民に対しての効果がみられるのかどうか、テレビのデジタル化云々は意外とすんなりいくのだろうなということですけど、防災無線というのはちょっと難しいのかなと思ってるのですが、そのへんちょっと説明良いですか。

○委員長（藤岡幸次君） 三浦課長。

○総務課長（三浦康幸君） お答えいたします。電波法の改正によりまして、既存のアナログの防災無線による使用ができなくなることが最大の理由ということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎一般会計（歳出3款、4款）

○委員長（藤岡幸次君） 次に決算書44ページから52ページ、3款、民生費及び4款、衛生費について質疑ありませんか。4番、細谷委員。

○4番（細谷 誠君） 2点お願いします。49ページ、4款、1項、2目、10節、需用費、前年比年燃料費の大幅アップ、光熱水費の発生、不用額の理由。

52ページ、4款、2項、2目、10節、需用費、前年比消耗品費、燃料費の増加理由について伺います。

○委員長（藤岡幸次君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 細谷委員のご質

問にお答えします。4款、1項、2目、予防費の10節、需用費において、前年比燃料費の大幅アップ、光熱水費の発生不用額の理由についてでございます。まず、需用費の燃料費の大幅アップについてでありますけども、これにつきましては、令和3年度におきまして、新型コロナウイルスのワクチン接種事業を行っております、その送迎に係りましたガソリン代を支出したために大幅にアップしております。光熱水費につきましても同様に新型コロナウイルスワクチン接種事業におきまして、これにつきましては接種会場であります占冠診療所の電気料金を按分して支出したため光熱水費が発生しているところであります。不用額の理由についてでありますけども、今回多額の不用額を出してしまいましたけども、これにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費初回接種分について2年度から3年度に繰越した2525万4千円に対しまして、執行済額が1642万5千円ということでワクチン接種事業に係る予算として残額が882万9千円との決算となったことによりまして大幅な不要額となってしまいました。これにつきましては令和2年度の3月議会で予算計上して3年度に繰越してきた予算でございます、予算積算にあたって短い期間の中で予算を想定される経費については計上し、3年度で執行してきたということで、想定以上に予算を使わないで済んだといったことにより大幅な増額と不用額となっております。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 細谷委員のご質問にお答えします。52ページです。4款、2項、2目、じん芥処理費、10節、需用費、消耗品と燃料費の増加理由でございます。消耗

品費につきましては、最終処分場の水処理施設で使っております薬品の購入に伴いまして、増加となっております。また、燃料費につきましては、同じく最終処分場の水処理施設内にありますストーブに使っているものでございまして、こちらにつきましては灯油価格の高騰により増加しているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎一般会計（歳出5款、6款、7款）

○委員長（藤岡幸次君） 次に、決算書53ページから59ページ、5款、労働費、6款、農林業費、7款、商工費について質疑ありませんか。3番、五十嵐委員。

○3番（五十嵐正雄君） 3点ほど質問いたします。まず1点目については54ページ。6款、1項、2目の農業振興費の中の18節、負担金、補助及び交付金でございます。これについては農業振興・新規就農等支援ということで839万。そして中山間地域直接支払交付金として310万円使われています。その他にということで約496万円があるわけですが、この用途について主だったものについて説明をお願いします。

次に55ページ。6款、1項、3目の畜産業費の18節です。これについては道営草地畜産基盤整備事業負担金として5991万5千円が支出されております。これらの支出の残り235万2千何某については主だった用途について説明をお願いします。

3点目、6款、2項、1目、林業振興費の中の18節です。これについては道営森林管理

道アリサラップ支線開設事業負担金として1100万2300円が主として支出されておりますけども、この他に639万何某の用途についてどういったものに主に使われていたのかこれらの説明をお願いします。以上3点です。

○委員長（藤岡幸次君） 農林課長、小尾雅彦君。

○農林課長（小尾雅彦君） 五十嵐委員のご質問にお答えします。ページ数が54ページの6款、農林業費、2目の農業振興費の18節、この備考欄の記載の事業の他の用途ですね。これにつきましては主だったものとして、農業振興補助金として村家畜診療所運営に際しても中央農業共済組合宛てに80万円の助成金、あと基幹水利施設管理事業ということで、これにつきましては3期に分けて鶴川町の方に70万円ほどの負担金を整理させてもらってます。あと3点目として経営所得の安定対策推進事業補助金ということで村の地域農業再生協議会宛てに48万円ほどの助成を行っております。これが一応主だったその他の用途の内容になります。

続きまして55ページの3目、畜産業費の道営草地畜産基盤整備事業負担金他の235万2千円他の用途です。これにつきましては、主だったものとして、家畜の防衛衛生指導事業補助負担金として中央農業共済組合宛てに85万円の負担金。あと実施はかないませんでした。ふるさと祭りの際に材料牛としての購入助成金、村の肉牛振興会に対して70万円の補助ですね。あと3点目としては、串内草地の放牧委託料、放牧の委託の補助金として3戸の農家に対して56万2千円ほどの放牧の補助金を支出しております。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 林業振興室長、杉村政彦君。

○林業振興室長（杉村政彦君） 五十嵐委員のご質問にお答えをいたします。57ページです。6款、2項、1目、18節、負担金、補助及び交付金です。ご質問のとおり道営森林管理道アリサラップ支線開設事業負担金他ということで、他の内容についてご質問がございました。まず、アリサラップ支線開設事業負担金として1102万3100円を執行しているところでございます。主だったものとして負担金では森林経営計画推進事業負担金として64万円。同じく負担金の中では地域おこし協力隊研修等負担金17万7720円。補助金に関しましては、未来へつなぐ森づくり推進事業補助金として302万3444円。同じく補助金といたしまして、民有林振興造林事業補助金ということで69万3329円という内訳になってございます。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑はありますか。4番、細谷誠君。

○4番（細谷誠君） 2点お願いします。まず1点目、57ページ。6款、2項、1目、12節、委託料、炭焼小屋について。この産廃の内容と令和2年度に確か解体、整地をやっていると思うのですが、なぜこの令和2年と3年に分けたのか、その理由をお伺いします。

2点目、57ページ。6款、2項、1目、18節、負担金、補助金及び交付金のアリサラップ支線の件ですが、この令和2年にこの関係で1800万。令和3年で1700万。令和4年の予算で1300万でありますけども、これいつまで継続するのかお伺いいたします。

○委員長（藤岡幸次君） 林業振興室長、杉村政彦君

○林業振興室長（杉村政彦君） 細谷委員のご質問にお答えいたします。57ページです。12節、委託料、炭焼小屋産業廃棄物処分委託業務ということでございます。令和2年度予

算において炭焼、炭ガマ及び作業小屋の解体、そして整地費用として予算計上をいたしました。執行済額が91万3千円となっております。正直申し上げまして産業廃棄物処理については古い施設の為、設計図書が存在しなかったこともあり、地中に埋設をされておりましたコンクリート等を含む存在は確認をしていましたが設計図が存在しなかったことで地中埋設のコンクリートの処分数量を把握することができませんでした。そのため解体後に処分量を見込むということで年度を跨ぐという形になってしまいました。産業廃棄物の処分、解体、整地これは経済合理性の観点からも一体的に単年度で行うのが最も合理的と認識をしております。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。なお、産廃ということで先ほど申し上げたとおり、コンクリートですとかレンガですとかそういったものでございます。

アリサラップの関係です。これも18節の交付金負担金のご関係でございます。来年度終了するという計画になっております。以上です。

○委員長（藤岡幸次君）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君）質疑なしと認めます。

◎一般会計（歳出8款）

○委員長（藤岡幸次君）次に決算書59ページから62ページ、8款、土木費について質疑ありませんか。4番、細谷誠君。

○4番（細谷誠君）1点、61ページ。8款、3項、1目、12節、委託料、村営住宅維持管理等業務委託料759万9760円。これの内容について伺います。

○委員長（藤岡幸次君）建設課長、小林昌

弘君。

○建設課長（小林昌弘君）細谷委員のご質問にお答えいたします。8款、3項、1目、住宅管理費、12節、委託料の内容でございます。令和3年度において住宅管理費の中の委託業務でございます。件数としましては14件でございます。その中で主だったものについてご説明したいと思います。地域振興住宅浄化槽維持管理委託業務203万5千円。団地内支障木伐採業務187万円。村営住宅の除雪委託業務といたしまして、これは空き家の屋根の下した雪の片づけになりますけども、こちらで107万8千円でございます。これ以外の委託業務といたしまして、地域振興住宅の清掃管理業務84万円。公営住宅の管理システム、これが48万8400円。それと地域振興住宅の地下タンク及びボイラーの管理委託業務37万700円と、消防設備の点検委託業務としまして7万9420円。その他に細かいものでございますけども、建築設備等の定期検査の委託業務、あとは遊具の定期点検の委託業務等がございます。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君）他に質疑はありませんか。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君）61ページ、3項、住宅管理費、10節、需用費の中の修繕料2173万2千円になります。かなり大きな金額が修繕料として出されています。書類審査したところ個人負担ではないかと思われる修繕が千円単位から1万円以下のものが結構多くありまして、これはどうして公費で払うことになったのか、それと使用していない団地の修繕も入っております、それはなぜ使用していない空き家同然のところの修繕をしているのかそのへんの理由をお願いします。

○委員長（藤岡幸次君）建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷委員のご質問にお答えいたします。61ページ、1目、住宅管理費の10節、需用費、修繕料の関係でございます。個人負担と思われるものの修繕料についてですけれども、こちらにつきましては入居者の方から役場の担当にその都度連絡が入りまして、修繕してほしいということで要望等が来ます。その中で担当者と協議をしたうえで個人負担になるのか、役場の負担になるのかということ、担当で判断してやって決めているものでございます。

次に使用していない団地についてですけれども、こちらについては昨日大谷委員から聞き取りもありましたけれども、湯の沢団地の件かなとは思っておりますけれども、湯の沢団地の件につきましては長年借りていた方が退去されて、その退去されたときに鍵を紛失していたということもありまして、退去したのですけれども鍵がなければ防犯上も良くないということで、敷金の中から修繕をしているところでございます。以上です。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

ここで11時10分まで休憩とします。

休憩 午前10時58分
再開 午前11時10分

◎一般会計（歳出10款）

○委員長（藤岡幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。次に決算書62ページから70ページ、10款、教育費について質疑ありませんか。1番、大谷委員。

○1番（大谷元江君） 教育費全体のことで

に200万、300万、項目別に見ましても不用額が多く出てる、この要因は何なのか教えてください。

○委員長（藤岡幸次君） 平川教育次長。

○教育次長（平川満彦君） 大谷委員のご質問にお答えします。まず予算の仕組みですけれども、小学校費で例えば一つの科目があったとした場合、教育委員会で見える予算、小学校で見える予算、小学校であればトマム学校それと中央小学校で三つに分かれております。それぞれの科目で不用額が生じた場合、今回は特に生じてしまったのですけれども、三つの予算で構成されているため最終的に合算されているものが非常に多くなってしまっているケースがあります。主な要因としてはそのことだと考えております。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑はありませんか。4番、細谷委員。

○4番（細谷 誠君） 1点お願いします。今、不用額全般についての説明を受けましたが、不用額についての質問です。64ページ。10款、1項、3目、17節、備品購入費、備品の購入ですからかなり予算は綿密にやっているとありますが、ここで119万3162円の不用額が出ていますが、その理由をお願いいたします。

○委員長（藤岡幸次君） 平川教育次長。

○教育次長（平川満彦君） 64ページ。備品購入費の関係でございます。119万3162円の不用額が生じている理由です。この備品につきましては令和2年度からの繰越明許分として289万予算を計上しております。その中で公立学校情報機器整備事業として各校へタブレット端末を34台購入したものでございます。計画段階では自然の故障やバッテリー交換なども含めるパッケージで見積もっておりました。しかし、発注段階では不用となる、例え

ばバッテリーの交換というのはほぼ生じないというところに保険を掛けるのはいかがなところかということの変更をしております。機器自体の使用についても変更しております。そのため購入費用を抑えることはできました。残額がそのまま残っているのは令和2年度からの繰越明許費として事務処理上減額をすることができなかったということでございます。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎一般会計（歳出12款、13款、14款、15款）

○委員長（藤岡幸次君） 次に決算書70ページから71ページ。12款、公債費、13款、諸支出金、14款、職員費、15款、予備費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎一般会計（一般会計全般）

○委員長（藤岡幸次君） 次に一般会計歳入歳出を通して、決算書3ページから72ページ、全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎国民健康保険事業特別会計

○委員長（藤岡幸次君） 次に特別会計の質疑を行います。決算書73ページから87ページ、国民健康保険事業特別会計についての質疑ありませんか。6番、小林委員。

○6番（小林 潤君） 決算書76ページ。歳入、1款、1項、1目で4節、5節、6節の滞納繰越分に係るところでございます。不納欠損額7件で50万3734円。これ色々努力して不納欠損扱いにしたと思われるのですが、こういう努力をしてきたけれどもやむなくこういう理由で不納欠損処理をしたという内容をお聞きしたいと思います。それから収納未済額は48件で133万9540円となっています。日頃収納対策に督促の他に具体的にどのような行動をとっていたのか、電話するなり戸別訪問するなりいろいろあるかと思うのですが、その対応についてお伺いいたします。それから、未済額48件133万9540円あるのですが、今後の見通しといたしますか感触についても把握していればお聞きしたいと思いますよろしく申し上げます。

○委員長（藤岡幸次君） 伊藤住民課長。

住民課長（伊藤俊幸君） 小林委員のご質問にお答えさせていただきます。1款、1項、1目の4節から6節の滞納繰越分の不納欠損とした理由でありますけれども、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、宿泊観光業の売上げが減少したことにより、納付見込みがないため地方自治法第18条の規定により時効消滅となり不納欠損としたということであります。村外滞納者については預金調査等を実施しましたが残額がなく差し押さえができなかったという状況でございます。次の滞納繰越分の未済額の具体的な収納対策の内容等についてでありますけれども、これまでの収納対策といたしましては預金の差し押さえや給与の差し押さえ、また携帯電話調査など滞納者の実態調査、分納計画による分納などの対策を講じてきております。また、滞納者には外国人も多くすでに出国している者も多く徴収に苦労している状況

ではあります。対策としましては転出手続の際に窓口に来た際、税務担当に連絡をしてもらい納税を求めたり、また、出国の場合も口座を確認し差し押さえを実施している状況にあります。今後におきましても負担の公平性を保つため引き続きこれらの対策を講じながら収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑はありませんか。4番、細谷委員。

○4番（細谷 誠君） 2点。76ページ。1款、1項、1目、1節から3節までの収入未済額が前年比倍増している理由について伺います。

2点目。80ページ。1款、1項、2目、18節、負担金、北海道クラウド運用負担金が前年比より増えた理由について伺います。

○委員長（藤岡幸次君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 細谷委員のご質問にお答えさせていただきます。76ページの1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税の未済額が増加した理由についてでありますけれども、これにつきましては、高額な納税者の滞納により未済額が増加したものでございます。この方につきましては納税相談を受けておりまして、今後分納により納付してもらうよう約束をいただいているところであります。

次に80ページの総務費、総務管理費の連合会負担金の増額についてでありますけれども、これにつきましては令和3年度におきまして、新たに国保連の実施事業であります特定検診受診率向上支援等共同事業を新たに実施しておりまして、その事業負担金としまして301万2900円を執行したことにより増額をしております。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑ありませ

んか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎村立診療所特別会計

○委員長（藤岡幸次君） 次に決算書89ページから99ページ、村立診療所特別会計について質疑ありませんか。4番、細谷委員。

○4番（細谷 誠君） 2点。1点目、91ページ。1款、1項、1目、2節、社会保険診療報酬収入、前年比大幅減少している理由。

2点目、92ページ。1款、2項、1目、1節、諸検査等収入、こちらの大幅増額となっている理由についてお伺いします。

○委員長（藤岡幸次君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 細谷委員のご質問にお答えさせていただきます。91ページの1款、1項、1目、診療報酬収入の社会保険診療報酬収入が大幅に減少した理由でございますけれども、確かに令和3年度においては社会保険診療報酬収入が前年比27%減と目立って減少しておりますが、村立診療所全体としましては外来診療収入が減少してきている傾向にあり、全体としましては前年比14.3%の減少であります。社会保険診療報酬の大幅な減少ということは要因を検証することはなかなか難しい状況でありますけれども、診療報酬全体が減少している要因として考えられるものとしては新型コロナワクチン接種事業の実施によりまして、一般診療日数の減少、令和2年度3年度と比べまして45日減少しております。また、それに関わってかと思っておりますけれども、受診者数の減少ということで、令和2年度から3年度では1043人の減少ということが要因として考えられます。また、ワクチン接種の日程を組むうえで、薬の処方日数を長

くしたりとかして対応してきている部分もありまして、それに関わって診療日数の減少等が考えられます。また、全体として診療報酬収入が減少している理由として他に考えられることとしては、薬剤の先発品からジェネリック医薬品への転換による薬剤収入の減少ですとか、令和3年度ではインフルエンザ等の罹患が少なかった等があり、診療報酬収入が全体的に減少しているのかなと考えられます。

次に、92ページの検査等収入の大幅増額となった理由についてでありますけれども、これにつきましては新型コロナウイルスワクチン接種料で673万9920円の増加によるものでございます。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎簡易水道事業特別会計

○委員長（藤岡幸次君） 次に決算書101ページから108ページ、簡易水道事業特別会計についての質疑はありますか。4番、細谷委員。

○4番（細谷 誠君） 3点。103ページ。1款、1項、1目、2節、滞納繰越分、前年比微増の対策についてから、2点目、103ページ、3款、1項、1目と2目、一般会計及び基金繰入が年々増加となっておりますが、今後の見通しと何か対策は考えているのか伺います。3点目、105ページ、2款、1項、1目、10節、需用費、修繕料の内容について伺います。以上3点。

○委員長（藤岡幸次君） 小林建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 細谷委員のご質問にお答えさせていただきます。103ページ。

1款、1項、1目、2節、滞納繰越分前年比微増の対策であります。給水使用料の徴収につきましては、電話による催告、督促状の送付、また分納額の増額をお願いを行っております。今後におきましても滞納者とは定期的に連絡を取り徴収に努力してまいりたいと考えております。

次に3款、1項、1目、一般会計繰入金が増加傾向と今後の見通しについてです。一般会計繰入金ですけれども、簡易水道事業の経営の現状としましては、適切な維持管理を行っていくためには料金収入だけでは賄いきれず一般会計からの繰入金にて補うこととなります。また、老朽化した施設に対する更新投資についても不足する財源については一般会計からの繰入金で行っております。近年増加している要因としましては、維持管理経費の増加と水道施設の更新事業の際に借り入れた起債の償還が始まっておりまして、令和5年度が償還のピークとなっております。しかし、昨年度より公営企業会計適用に伴う委託業務におきましては、起債の借り入れも行っておりますし、また、維持管理していくうえで委託料工事請負費などにつきましても労務単価の上昇、資材費の高騰などもございまして、今後においても一般会計繰入金につきましては増加傾向になると推測はしております。

次に2目の基金繰入金でございます。基金繰入金につきましては水道施設の整備基金ということで積み立てをしております、突発的な修繕ですとかが発生した際に一般会計からの繰入金を繰り入れてもらうのではなくて基金を活用するというところで積み立てを行っております。令和3年度におきまして400万円、基金として繰り入れた訳でありますけれども、この400万ではぼ残額が現在のところありませんので、今後は歳出の縮減に

努めて少しでも積立金として積めるように経営の健全化に向けて計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に105ページです。2款、1項、1目、10節、需用費、修繕料の内容です。修繕料につきましては令和3年度におきましては35件の修繕を行っております。その中でも主なものについてご説明させていただきます。一つ目が上トマム浄水場の流量計の変換器の交換ということで166万1千円。トマム導水ポンプ場の整備修繕ということで102万100円。それとトマム地区の配水管の漏水修繕ということで62万5900円。それと上トマム浄水場の薬品のタンクの交換修繕で63万2500円。水道施設、仕切弁ですとか、仕切弁の弁きょうの修繕で70万4千円でございます。その他にも消火栓の修繕ですとか量水器、各家庭についておりますメーター器の修繕、そのメーター器のボックスの修繕ですとか、止水栓の修繕などがございます。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎公共下水道事業特別会計

○委員長（藤岡幸次君） 次に決算書109ページから118ページ、公共下水道事業特別会計について質疑ありませんか。4番、細谷委員。

○4番（細谷 誠君） 2点伺います。まず1点目111ページ。2款、1項、1目、2節、滞納繰越分とこちらの不納欠損の理由と収入未済分についての回収見込みについて伺います。

2点目、111ページ。4款、1項、1目、

1節、一般会計繰入金及び112ページ、4款、1項、2目、一般会計繰入金、繰入額が年々増加していますが対策はどのように考えているのか、前年から比べると370万ほど上がっています。そこ伺います。

○委員長（藤岡幸次君） 小林建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 細谷委員のご質問にお答えいたします。111ページ、2款、1項、1目、2節、滞納繰越分、不納欠損の理由でございます。理由につきましては債権者の死亡により不納欠損を行っております。収入未済分についての回収見込みですけれども、収入未済分については水道と同様に電話による催告、督促状の発送また分納のお願い等行っております。それに伴いまして徴収率の向上に努力してまいりたいと考えております。

次に4款、111ページです。4款、1項、1目、1節、一般会計繰入金、繰入額が年々増加しているその対策ですけれども、増加している理由といたしましては、労務単価や資材費の上昇により維持管理経費の増加によるものでございます。また、法適用化に関わる委託料の計上等事業費全体が増加していることによるものであると考えております。水道と同様のお話になりますけれども、繰入金の縮減を図るため維持管理費の削減や経営の健全化の維持へ向けて計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

浄化槽事業の繰入金についても下水道事業と同様のことが言えまして、労務単価ですとか資材費の上昇により維持管理経費の増加となっております。以上でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 4番、細谷委員。

○4番（細谷 誠君） 1点目の質問の収入未済の部分ですが、何件ありますか。

○委員長（藤岡幸次君） 小林課長。

○建設課長（小林昌弘君） 件数は16件でございます。

○委員長（藤岡幸次君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎介護保険事業特別会計

○委員長（藤岡幸次君） 次に決算書119ページから134ページ、介護保険事業特別会計について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎後期高齢者医療特別会計

○委員長（藤岡幸次君） 次に決算書135ページから142ページ、後期高齢者医療特別会計について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎歯科診療所事業特別会計

○委員長（藤岡幸次君） 次に決算書143ページから150ページ、歯科診療所事業特別会計について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 質疑なしと認めます。

◎討論・採決

○委員長（藤岡幸次君） これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 討論なしと認めます。

す。これで討論を終わります。

これから認定第1号、令和3年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（藤岡幸次君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、委員会報告書は、委員長において整理・調整のうえ、議長に提出しますのでご了承ください。

◎閉会宣言

○委員長（藤岡幸次君） 以上をもって、決算特別委員会を閉会します。

2日間にわたり、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時42分